



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

**9月末以降に支給する給与から、新社会保険料が適用**されますので、徴収額にご注意ください！

## 重要情報

### 1. 同族会社への貸付金の財産評価は額面

代表者が同族会社に個人資金を貸付けていた場合に、代表者が亡くなると、貸付金は相続財産として課税対象になります。同族会社の業績や財務状態が悪化していても、会社が存続する以上は額面通りの評価が必要です(事例複数あり)。

### 2. 同族会社貸付金債務免除と跳ね返し贈与

後継者に同族会社の株式を移転させた後、先代が貸付金を免除すると、後継者の所有株価が上昇し、贈与税の課税対象(跳ね返し贈与)となります。R6.1月から相続持戻期間は7年に延長されていますので、加算漏れにも注意が必要です。

### 3. 最低賃金が10/1より引き上げられます

今年の10月より神奈川県は1,162円(+50円)、東京都は1,163円(+50円)となります。全国的に平均50円前後の引き上げとなっています。アルバイト・パートを雇用する事業者さまは、10月以降の『勤務分』から見直しをお願いします。

## 元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



2022年五島列島絶景その⑦おわり

福江島「魚籃観音展望所から見下ろす高浜海水浴場と頓泊海水浴場」ぎよらんかんのん、とんとまりと読みます。手前の砂浜が高浜、奥が頓泊です。わたしが五島で見た風景の中で、最も美しいと感じたのが、この眺めでした。海水浴場での遊泳もできます。驚くほど透明度が高く、きめの細かい真っ白な砂浜でした。

## ☆事務所からの連絡☆

**保険料控除資料**が各ご家庭に届きます。従業員の**年末調整や確定申告**で使いますので、大切に保管するようご周知ください。

## 10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・社会保険料徴収額改定  
9月末以降の支給分から
- ・保険料控除証明が届きます

## 税金マメ知識

【社会保険範囲拡大】非正規雇用の社会保険について2024年10月から加入対象の範囲が拡大します。新基準では、**常時51人以上の被保険者がいる会社は**、「週20時間以上」「2か月超継続」「月8.8万円(年106万円)以上」「学生でない」の4要件を満たすパート・アルバイトも社会保険に加入させる義務が生じます。被保険者50人以下の会社については、従前どおり正社員の3/4以上の勤務実態がある方が加入対象となります。年収130万円以下の方は、配偶者が加入する社会保険の扶養に入れるため、自分で社会保険料を支払う必要がありません。目下政府では社会保険の加入者拡大のため、加入対象者をさらに拡大する議論を進めており、51人要件や、106万円要件の撤廃を検討しているようです。

## 晩酌のじかん

さる土曜の朝7時、原付(カブ)にテント寝袋をくり付け、延々と甲州街道を5時間ほど、山梨県北杜市です。杜(もり)のうどん屋さんで山を眺め、白州星かげの森CampTownにてテント設営を済ませ、サントリー白州蒸留所で白州700mlをゲット。尾白温泉で汗を流したら、焚火で焼鳥を炙りつつ白州ハイボールを堪能。夜空は月もなく快晴、満天の星の下、燻煙を浴びながらの【白州ハイボール!】



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red